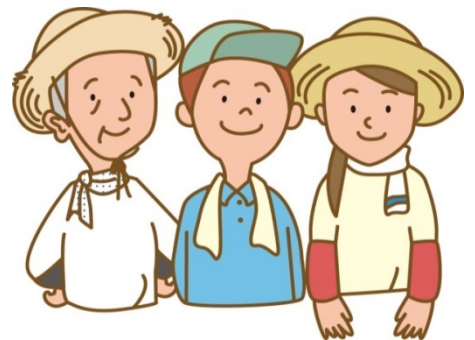


農業者の皆様へ

認定農業者の申請が しやすくなります！

- 農業者の皆様の声にお応えして
- ・ 農業者による申請手続きの手間の軽減
 - ・ 市町村による認定手続きの「見える化」
が進むように運用を改善します —



認定農業者制度のなにが変わるの？

複数の市町村で認定申請する時に手間と時間がかかってしまったり、新しく認定農業者になりたい方が申請しても、認定されるまでに時間がかかってしまう・・・そのような声がありました。このため、「認定手続きのしくみ」を見直しました。

01

1つの経営改善計画で、 複数の市町村に申請出来るようになります。

既に他市町村で認定を受けた経営改善計画を活用して、新たに申請をした市町村でも認定農業者になれます。
また、複数市町村に1つの経営改善計画を活用し同時に申請できます。

02

いろいろな形の経営が 柔軟に認定されるようになります。

多様な農業経営があるため、認定の判断基準を所得に統一します。
加工や販売等の6次産業化に取り組んでいる、めずらしい西洋野菜を作っている・・・など、多様な経営を柔軟に認定できるように認定基準を見直します。

03

申請から認定されるまでの目安となる 期間がわかるようになります。

市町村は申請から認定までにかかる目安期間を公表することに努めます。
申請が却下されたときは、その理由を書面で受けとれるようになります。



1 複数市町村での認定申請の手続きが簡単になります。



質問

今住んでいる市で認定農業者になっているけど、他の市でも認定農業者になりたいんだ。経営改善計画をまた作らなきゃいけないのかな？

回答

新たに作る必要はありません。既に認定を受けた経営改善計画と認定書を使って他の市町村にも申請することができます。



(1) 既に認定を受けており、新たに他の市町村でも認定を受けたい場合

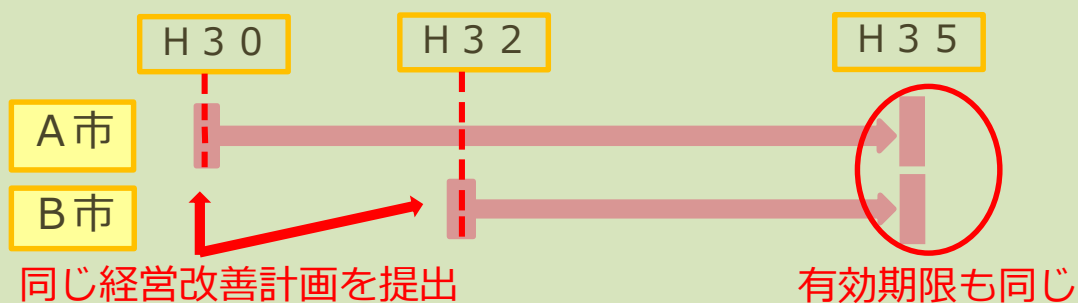
① 申請手続き

認定を希望する市町村ごとの申請書に、既に認定を受けた経営改善計画と認定書を添付し、提出してください。

新たに経営改善計画を作成する必要はありません。

② 新たな認定の有効期限

一度認定を受けた計画の有効期限は5年ですが、既に認定を受けている計画が新たに他市町村で認定された場合は、当該計画の有効期限は当初認定した計画の有効期限の終期までとなります。



(2) 複数市町村に同時に申請を行いたい場合

認定を希望するそれぞれの市町村に対して同一の経営改善計画で申請を行うことができます。

2 認定の判断基準が「所得」に統一され、わかりやすくなります。



質問

町に認定される時の判断基準がよくわからないわ。

回答

認定の判断基準は、農業者（または農業法人）の営農活動全体から得られる所得が市町村が定める基本構想の目標水準以上かどうかで判断します。



(1) 認定は所得のみで判断

経営改善計画の認定に当たっては、認定の申請のあった農業経営体（個人または法人）の営農活動全体から得られる所得が、基本構想で設定した目標以上かどうかで判断します。

(2) 営農類型も規模も不問

農業経営が多様化していることを踏まえ、営農類型に関わらず、目指している所得水準が基本構想における目標以上であれば、認定されます。

また、営農部門別の規模についても、規模の大小は認定の判断基準としません。

(3) 生産方式等の取組を計画に記載

認定の判断は所得のみで行いますが、計画の所得目標の達成が見込めるものかを確認するために、生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等の経営の改善・発展に向けた取組についても記載してください。

3 所得目標を下回っていても将来的に達成が見込まれる場合は、認定農業者になれます。



質問

有機栽培に取り組み始めたけど、まだ収入が少ないし、認定農業者になれないのかな？

回答

計画期間では達成できなくても、将来的に基本構想で示される所得水準等に達成することが見込まれる場合には、認定できます。




(1) 目標を下回る場合でも認定可能

経営改善計画における目標所得が基本構想で設定した目標水準を下回る場合でも、①計画に記載された経営内容全体を考慮し、②意欲を持って経営の改善・発展に向けた取組を継続することが期待でき、③計画の期間後に、将来的には基本構想で示される所得水準を達成することが見込まれる場合には、計画が認定される可能性があります。

また、計画の最終年（5年目）に設備投資を計画しているなど、一時的に計画している所得目標が基本構想で示される目標を下回ってしまう場合でも、将来的に目標が達成することが見込まれれば、認定されます。


4 農畜産物の生産以外の収入も計画に含めることができます。

質問



6次産業化に向けて、直売所を併設したけど、直売所の収入は所得目標に入れていいのかな？

回答



6次産業化等の取組についても、目指すべき所得に含めることができます。

(1) 6次産業化等の取組による所得も合算

経営の改善・発展に向けた取組として、6次産業化等の加工・販売の取組も重要です。このため、計画で目標とする所得には、6次産業化等の取組による加工・販売その他の関連・附帯事業に係る収入も合計した上で得られる所得も含めることができます。

また、経営所得安定対策の交付金等も含めることができます。

(2) コスト削減による所得向上の取組も重要

規模拡大・付加価値向上など、収入を増やすことによる所得向上の取組のみではなく、資材等の調達コストの削減、GAPに取り組んでムリ・ムダを無くすなどの経営管理の合理化によって農業経営に係る経費を削減することで所得を向上する取組も重要です。

計画の所得目標の達成が見込めるものかを確認するための材料となりますので生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等の経営の改善・発展に向けた取組についても記載してください。

5 市町村における認定手続きがわかりやすくなります。



質問

① 認定申請をしてるけど、まだ認定されないのかな？



② 認定されなかったけど、何が理由なのかしら？

回答

- ① 申請から認定までにかかる期間について、標準的な処理期間の目安を公表するようになります。
- ② 認定申請が却下されたとき（認定されなかったとき）は、その理由を審査結果とともにお知らせします。



(1) 認定されるまでにかかる期間の目安

申請した農業者の皆様が計画的に農業経営を行おうとする際に、認定に関する処理の遅延や、見通しが立たないことなどが支障とならないよう、申請から認定までにかかる標準的な処理期間の目安を定めて、市町村のホームページ等で公表するように努めることとなります。

このため、申請から認定までどのくらいの期間を見込んでおけば、認定を受けた後の農業経営の見通しが立てやすくなります。

(2) 認定却下の理由の書面でのお知らせ

市町村が認定申請を却下したときは、認定申請を却下した旨や却下の理由、（専門家等の第三者に意見聴取した場合は）第三者の意見聴取の結果等の内容を書面によりご連絡します。

お問い合わせ先

北海道にお住まいの方

北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課 011-330-8809(直通)

東北にお住まいの方 (青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島)

東北農政局経営・事業支援部担い手育成課 022-263-1111(内線4070)

関東にお住まいの方 (茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨 長野 静岡)

関東農政局経営・事業支援部担い手育成課 048-600-0600(内線3810)

北陸にお住まいの方 (新潟 富山 石川 福井)

北陸農政局経営・事業支援部担い手育成課 076-263-2161(内線3915)

東海にお住まいの方 (岐阜 愛知 三重)

東海農政局経営・事業支援部担い手育成課 052-201-7271(内線3124)

近畿にお住まいの方 (滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山)

近畿農政局経営・事業支援部担い手育成課 075-451-9161(内線2716)

中国四国にお住まいの方 (鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知)

中国四国農政局経営・事業支援部担い手育成課 086-224-4511(内線2184)

九州にお住まいの方 (福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島)

九州農政局経営・事業支援部担い手育成課 096-211-9111(内線4374)

沖縄にお住まいの方

内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課 098-866-0031(内線83282)

このパンフレット全般に関するお問い合わせ先

農林水産省経営局経営政策課

03-6744-0576